

3 障がい者プラン

障がい者プラン

(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

～ 障がい者が生活しやすい環境を整えます ～

我が国の障がい福祉施策は、障がい児・者を取り巻く社会状況の変化に応じ、法制度の改正がされ、推進されてきました。平成18年に施行された「障害者自立支援法」は、障がい種別を超えた支援や利用者本位のサービス体系の再編、就労支援の強化などを盛り込み、市町村が一元的にサービスを提供することとなりました。また、平成25年には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行されることとなり、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)に改正され、難病(注1)患者等を障がい者の範囲に加え、それぞれの障がい特性に合わせた支援の実施のため、ケアホームとグループホームの一元化や障がい者への理解促進、障害福祉計画に基づいた計画的な基盤整備促進などが盛り込まれました。

平成28年5月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障がい者が望む地域生活の支援、障がい児支援ニーズへのきめ細やかな対応、サービスの質の確保等に向けた環境整備の3つの柱により、障がい福祉施策を推進しています。

私たちは、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく基本的人権を生まれながらに持っているかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することなどを基本理念とし、住み慣れた地域で支えあい生活をする「地域共生社会」を目指し、これからの福祉施策を推進していく必要があります。

本町では、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく雫石町障がい者計画、雫石町障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する方策等を具体的に定め、平成20年3月には、両計画を一本化し「障がい者プラン」とし、3年ごとに見直しをしながら計画を推進してきました。また、平成30年3月には、「障がい児福祉計画」を策定し、障がい児へのライフステージに沿ったきめ細やかな支援と、福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に進められることになりました。

今回、障がいのある人とない人が共に学び、共に生きる地域づくり、地域生活基盤の整備を促進するため、「障がい者計画」、「障がい福祉計画第7期計画」、「障がい児福祉計画第3期計画」の3つの計画を「障がい者プラン」として策定しました。

※この計画における「障がい」または「障害」の表記は、人の状態を表す言葉については「障がい」と、法律等の例規名や固有名詞、人の状態を表すものでない言葉については「障害」と表記しています。

注1 難病：①原因不明で、治療方法が未確立であり、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。

②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病。(昭和47年10月厚生省発表「難病対策要綱」より)

○障がい者計画と障がい福祉計画の内容等

	①障がい者計画	②障がい福祉計画	③障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障がい者施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画	障がい児施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの	障がい児福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込、見込量の確保の方策等について定めるもの

●施策の体系●

～障がい者が生活しやすい環境を整えます～

<基本理念>

<基本目標>

<施策の方向>

3 障がい者プラン

(障がい者計画・
障がい福祉計画・
障害児童福祉計画)

障がい者が生活しやすい環
境を整えます

3-1 地域で生活するための
環境づくり

- (1) 生活支援の推進
 - 1 介護給付
 - 2 訓練等給付
 - 3 相談支援
 - 4 補装具費の支給
 - 5 自立支援医療費の支給
 - 6 地域生活支援事業
 - 7 地域移行支援
 - 8 障がい児支援

- (2) 保健・医療の充実
 - 1 疾病や障がいの早期発見体制の充実
 - 2 早期療育体制の充実
 - 3 精神保健福祉の推進
 - 4 発達障がい児・者への支援の充実
 - 5 高次脳機能障がい者、難病患者への支援の充実
 - 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (3) 相談支援体制の強化
 - 1 相談支援体制の充実及び強化
 - 2 権利擁護の推進
 - 3 障がい者等への虐待防止
 - 4 苦情解決体制の充実
 - 5 不利益な取扱いの解消

3-2 自立と社会参加を促
進する体制づくり

- (1) コミュニケーションと各種活動支援の推進
 - 1 コミュニケーション支援の推進
 - 2 スポーツ・文化活動の推進

- (2) 教育と連携した障がい者支援の推進
 - 1 適切な就学の推進
 - 2 交流教育の推進
 - 3 生涯学習の推進

- (3) 就業支援の推進
 - 1 雇用促進と安定
 - 2 職業能力の開発
 - 3 福祉的就労の場の推進

3-3 ともに支え合う地域
づくり

- (1) 支え合い意識の醸成
 - 1 啓発活動の推進
 - 2 交流・ふれあいの推進

- (2) ひとに優しいまちづくりの推進
 - 1 ユニバーサルデザインの推進
 - 2 高齢者及び障害者に優しい住まいづくり事業

- (3) 就業支援の推進
 - ボランティア・NPO活動の推進

生活支援サービス体系（サービスの内容）

○自立支援給付

介 護 給 付	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所
	療養介護
	生活介護
	施設入所支援

訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援A型（雇用型）
	就労継続支援B型（非雇用型）
	共同生活援助（グループホーム）
	自立生活援助
	就労定着支援
	就労選択支援

相 談 支 援	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援

補装具費の支給

の 支 給 自 立 支 援 医 費	更生医療
	育成医療
	精神通院医療

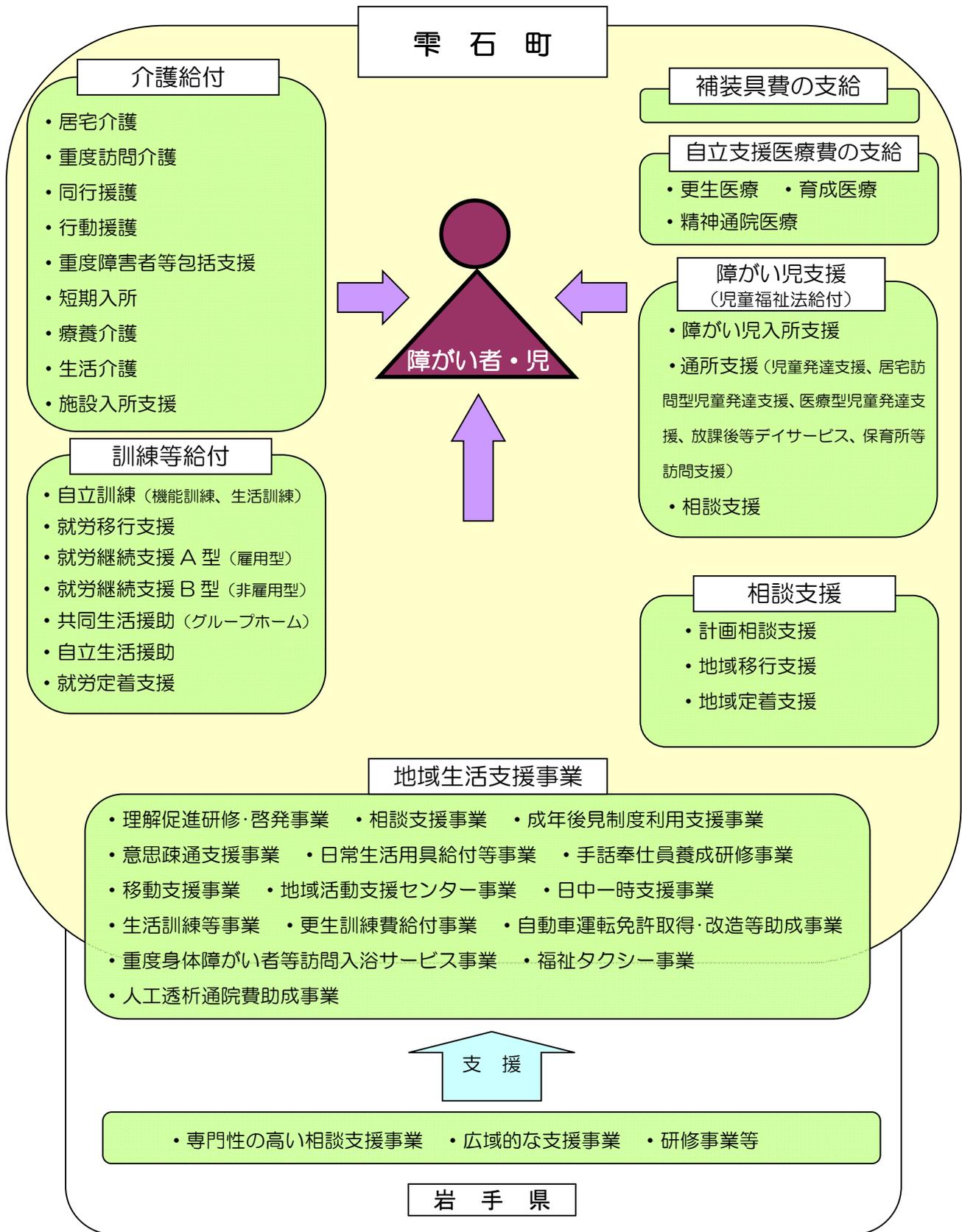
○その他のサービス

地 域 生 活 支 援 事 業	理解促進研修・啓発事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
	日中一時支援事業
	生活訓練等事業
	更生訓練費給付事業
	自動車運転免許取得・改造等助成事業
	重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業
福祉タクシー事業	
人工透析通院費助成事業	

○障がい児を対象としたサービス

障 が い 児 支 援	障がい児入所支援
	障がい児通所支援
	・児童発達支援
	・居宅訪問型児童発達支援
	・医療型児童発達支援
	・放課後等デイサービス
・保育所等訪問支援	

障がい者福祉サービスのイメージ図



3-1 地域で生活するための環境づくり

(1) 生活支援の推進

1 介護給付

【現状と課題】

障害者総合支援法においては、障がい者等が本人の意思に基づき地域生活を送ることができるよう、制度の段階的な見直しや、障がい者の範囲の拡充、様々な障がいに対応できるサービスの充足などを図り、障がい福祉サービスを提供しています。

また、障がい者が、病院や施設から、地域への生活に移行し、一人一人に合った生活を送れるようにするため、相談支援の充実を図り、地域で生活する障がい者やその家族等の介護者を支えています。

今後、多くの障がい者が住み慣れた地域で生活していくためには、障害福祉サービスをはじめとした在宅生活を支えるサービスの充足はもちろん、医療機関や家族等の介護者の生活を支える場の確保など、障がい者本人だけではなく、その介護者の状況に応じた社会資源との連携がより一層求められます。加えて、障がい者が地域住民と共に支えあい、助け合いながら共に地域での暮らしや生きがい創造できる地域づくりを進めていく必要があります。

【目指すべき状態】

障がい者が自らの希望に沿った介護給付サービスを利用することができ、地域の中で安心して暮らすことができる。

【施策内容と活動指標】

①居宅介護

施 策 内 容						担当課等
● 地域で生活する障がい者に、障害の特性に応じ、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。						福祉課
● 利用ニーズを把握し、質の高いサービス提供を図ります。						
サービス見込み量 < 月 間 量 >	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
時間分 (人)	99 (15)	90 (15)	90 (15)	90 (15)	85 (13)	

②重度訪問介護

施 策 内 容						担当課等
● 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や外出における移動支援などを行います。						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
時間分 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (1)	24 (1)	

③同行援護

施 策 内 容						担当課等
● 視覚障害により、移動等に著しい困難を有する障がい者等に、情報提供や、移動の援護、その他外出の際必要な支援を行います。						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
時間分 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	8 (1)	

④行動援護

施 策 内 容						担当課等
● 知的、精神の障がいのある人（自己判断能力が制限されている人）が行動するとき、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
時間分 (人)	0 (0)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	

⑤重度障害者等包括支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の障がいがあり介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 ● 総合的にサービスを提供するため、他のサービスとの調整を行います。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
時間分 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

⑥短期入所

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人日分* (人)	9 (4)	9 (4)	20 (5)	35 (6)	49 (7)	

※人日分(人)：月間利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

⑦療養介護

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 ● 医療機関と連携し、適切な医療の提供を促します。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人分	3	3	3	3	3	

⑧生活介護

施 策 内 容						担当課等
● 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行なうとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人日分(人)	672 (41)	720 (42)	720 (42)	770 (43)	770 (43)	

⑨施設入所支援

施 策 内 容						担当課等
● 施設入所者の夜間や休日のサービスとして、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人分	28	30	30	30	30	

2 訓練等給付

【現状と課題】

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、長期入院患者及び施設入所者の地域移行支援を円滑に行う上で近年ニーズの高いサービスです。通所のほか施設入所等を合わせて利用することも可能で、医療機関での認知度も高くなっています。

就労を支援するサービスについては、町内のみならず近隣市町にも事業所が増えているため、選択肢が多い一方、就労の定着が課題として挙げられており、個々の特性に応じた支援や就労までの適切なアセスメント（注1）などが求められています。

共同生活援助は、近年利用ニーズが高く、町内施設の定員も増加しつつあります。一方で個々の支援に対応した人員配置やサービスの提供がどれだけできているのかを定期的に評価しつつ、関係機関の協力を得ながら、利用者ニーズに応じた居宅系サービスの確保を進める必要があります。

平成30年度から創設された、自立生活援助、就労定着支援は、いずれのサービスも自立生活を営むうえで重要なサービスであることから、利用時の適切な評価と利用後の支援について、関係機関と情報連携を図る必要があります。

今後も、自立を目指す障がい者のニーズを把握し、親亡き後の生活を見据えた中長期的なケアマネジメントや、必要なサービス利用に繋がるよう支援が必要です。

【目指すべき状態】

障がい者が自らの希望に沿った訓練等給付サービスを利用することができ、生活能力が向上し地域でいきいきと暮らすことができる。

【施策内容と活動指標】

①自立訓練（機能訓練）

施策内容						担当課等
● 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。						福祉課
● 定期的な評価により、適切なサービスの提供を図ります。						
サービス見込み量 < 月間量 >	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人日分 (人)	0 (0)	20 (1)	20 (1)	20 (1)	20 (1)	

注1 アセスメント：一般的な意味は、査定又は事前影響評価。福祉分野では、利用者のニーズを把握するために行う事前評価や初期評価のこと。

② 自立訓練（生活訓練）

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ● 定期的な評価により、適切なサービスの提供を図ります。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人日分 (人)	24 (2)	24 (2)	36 (3)	36 (3)	54 (4)	

③就労移行支援（注1）

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。 ● 医療及び就業・生活支援センターや職業安定所などの就業関係機関との連携を図り、一般就労の促進に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人日分 (人)	42 (5)	42 (5)	45 (5)	45 (5)	45 (5)	

④就労継続支援A型（雇成型）（注2）

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ● 就業関係機関との連携を強化し、一般就労への移行も視野においたサービスの提供を行います。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人日分(人)	229 (13)	230 (13)	230 (13)	230 (13)	230 (13)	

注1 就労移行支援：65歳未満の就労希望者に一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う。

注2 就労継続支援A型：障がい者と雇用契約を結び契約に基づいて事業者の事業所で働く機会を提供する。

⑤就労継続支援B型(非雇用型) (注1)

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ● 訓練の結果、一般就労を目指す障がい者への支援を適切に行います。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人日分 (人)	1,028 (71)	1,030 (71)	1,030 (71)	1,040 (72)	1,040 (72)	

⑥共同生活援助 (グループホーム)

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの日中活動を利用している障がい者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助などを行います。 ● 利用者や介護者のニーズに合わせた効率的なサービス提供体制の整備に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人分	22	22	22	22	22	

⑦自立生活援助

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所支援やグループホーム、病院等から居宅における自立した日常生活を営むうえでの課題等に対し、定期的な巡回訪問や相談に応じ必要な支援を行います。 ● サービス提供ができる事業所の開拓や、利用が想定される障がい者のニーズ把握に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人分	0	0	0	1	1	

注1 就労継続支援B型：雇用契約を結ばずにサービス提供事業者の事業所内で就労の機会や生産活動の場を提供する。

⑧就労定着支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等に雇用された障がい者に対し、職場での就労の継続を図るため、企業等の事業主やサービス事業者等との連絡調整等を行います。 ● サービス利用後の定着支援について、必要に応じ関係機関と連携し対応します。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人分	2	2	2	2	2	

⑨就労選択支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、<u>就労アセスメント(注1)</u>の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人	—	—	5	5	5	

注1 就労アセスメント：働くことを希望する障害者が、適切な「働く場（一般就労、A型事業所、B型事業所等）」を選択することを支援するため、その障がい者の就労面や生活面に関する情報を把握すること。

3 相談支援

【現状と課題】

平成 24 年 4 月の障害者自立支援法の一部改正により、障がい児・者が給付サービスを利用する際にはサービス等利用計画の作成が必要となっています。この計画は、本人の希望や生活状況を把握し、生活の維持や社会参加に必要な支援を明らかにするとともに、障がい福祉サービスの利用や家族、地域の関わりを含めた社会資源をネットワーク(注1)としてつなぐことにより、障がい者の望む生活を実現するための重要な役割を担っています。相談によるニーズ把握から給付決定過程、利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成によるサービス提供など、指定特定相談事業所と連携して継続した支援を行う必要があります。

町内に指定特定相談支援事業所は 2 カ所設置されており、相談支援の窓口の 1 つとして地域に根差した支援を提供しています。また、相談支援専門員に求められる能力として、個別ケースの対応から見えた課題や不足しているサービス資源について地域に働きかける役割が求められており、質の高い相談支援を推進するため、事業所とのより一層の連携が必要となります。

【目指すべき状態】

障がい者がいつでも気軽に相談できる場所が身近にあり、個々の意向に合った福祉サービスを総合的に利用することができ、地域で安心して充実した生活を送ることができる。

【施策内容と活動指標】

①計画相談支援

施 策 内 容						担当課等
● 本人の生活に対する意向や悩みなどを聞きながら、サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成します。						福祉課
● 利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービス事業者等と連絡調整を行います。						
● 障害福祉サービスが適切に提供されているか等を確認し、定期的に <u>モニタリング</u> (注2)を行います。						
サービス見込み量 < 月 間 量 >	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人	23	20	21	21	21	

注1 ネットワーク：一般的な意味は、放送網、通信網、回線網のこと。関係分野における情報網等による連絡組織のことも表す。

注2 モニタリング：サービス計画に対し、的確なアセスメントができていないか、利用者のニーズに対応したサービス計画になっているかを見守り、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすること。

②地域移行支援

施 策 内 容						担当課等
● 障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人	0	1	1	2	2	

③地域定着支援

施 策 内 容						担当課等
● 居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人	0	1	1	1	1	

4 補装具費の支給

【現状と課題】

補装具は、身体障がい者の失われた身体機能を補完又は代替する用具として長時間にわたり継続して使用されるものであり、義肢、装具、車いす、補聴器などがあります。補装具を使用することで身体障がい者の就業や在宅生活を可能にし、日常生活の能力が向上するほか、身体障がい児にとっては教育の助長に寄与することから、将来における独立自活の基盤形成に大きな役割を持っています。

補装具の給付状況は、年度により支給件数が異なるものの、品目については大きな変動はなく推移しています。平成30年度からは、「購入」を基本とする原則は維持したうえで、障がい者等の成長や利便に合わせて「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給対象となったことから、利用者の状況を確認しつつ、柔軟かつ迅速に対応できるように、補装具業者との連携による適切な支給と、十分な支給量の確保に努めなければなりません。

また、障害者総合支援法においては利用者負担が原則1割となっていますが、所得に応じて利用者負担に上限が設定される等の支援策が講じられていることから、今後も障がい者が安心して利用できるよう制度の周知と適正な支給を行う必要があります。

○ 補装具給付・修理の状況（身体障がい者）

（単位：件）

品目	R 2		R 3		R 4	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢	4	3	3	1	1	2
装具	8	2	8	3	4	1
車いす	4	6	6	5	4	4
補聴器	10	0	3	1	2	2
その他	5	1	2	0	3	0
計	31	12	21	10	14	9

【目指すべき状態】

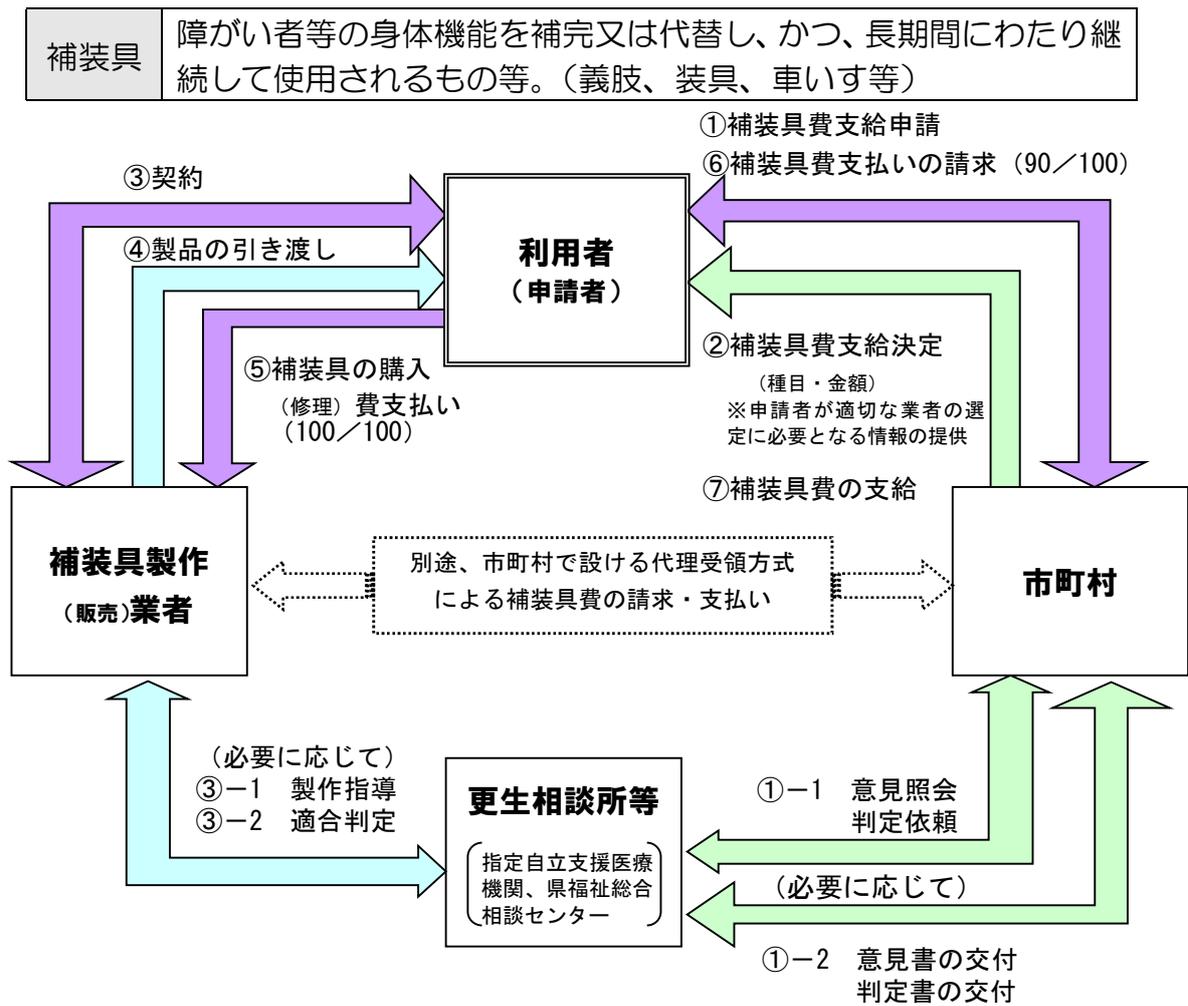
補装具の利用に関する情報が障がい者に確実に周知され、補装具を利用した方が、社会参加や趣味などを楽しみながら、いきいきと生活することができる。

【施策内容と活動指標】

①補装具費の支給

施策内容		担当課等				
<ul style="list-style-type: none"> ● 装具の購入又は修理に要する費用の一部を助成（支給）します。 ● 県福祉総合相談センターや補装具業者、医療機関と連携し、より適正な補装具の給付を行います。 ● 随時、支給の状況を把握し、十分な支給量の確保に努めます。 		福祉課				
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞		R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14
義肢	交付	1	1	1	1	1
	修理	2	3	3	3	3
装具	交付	4	4	4	4	4
	修理	1	3	3	3	3
車いす	交付	4	4	4	4	4
	修理	4	6	6	6	6
補聴器	交付	2	4	4	4	4
	修理	2	3	3	3	3
その他	交付	3	3	3	3	3
	修理	0	1	1	1	1
計	交付	14	16	16	16	16
	修理	9	16	16	16	16

補装具費の支給のしくみ



5 自立支援医療費の支給

【現状と課題】

障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）の成立により、これまで別々の法律のもとで行われていた育成医療、更生医療及び精神通院医療の3つの医療制度が統合され、利用者負担の仕組みの共通化と指定医療機関制度が導入されました。支給決定機関は、従来は「更生医療」のみが市町村でしたが、平成25年度より「育成医療」についても市町村が支給決定機関となり、「精神通院医療」のみ都道府県が実施しています。

「精神通院医療」に関しては、障がい者の手続き等の負担軽減のため、町（健康推進課）が申請の窓口（経由機関）となっています。利用者負担額は原則1割で、世帯の所得に応じて1か月当たりの自己負担上限額が設定されています。

○「更生医療」の支給状況 （単位：人）

年度 障害の種類	R 2	R 3	R 4
心臓機能障害	0	0	0
肢体不自由	0	0	0
じん臓機能障害	4	6	7
その他	0	0	0
計	4	6	7

○「育成医療」※の支給状況 （単位：人）

年度 障害の種類	R 2	R 3	R 4
心臓機能障害	0	0	0
肢体不自由	0	0	0
じん臓機能障害	0	0	0
その他	1	1	1
計	1	1	1

※育成医療は県からの権限移譲により、平成25年度から町で実施。

○「精神通院医療」の支給状況 （単位：人）

年度 障害の種類	R 2	R 3	R 4
気分感情障害	97	110	115
統合失調症	63	76	79
広汎性発達障害 ・多動性障害	—	3	25
その他	91	95	70
計	251	284	289

【目指すべき状態】

対象となる医療を受ける障がい者が、入院や長期間の定期通院などによる医療費の不安が軽減されることで治療に専念でき、障がい者が安心して生活することができる。

【施策内容と活動指標】

① 自立支援医療費の支給

施策内容		担当課等				
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者等の心身の障害の除去・軽減を図るために必要な医療に対して、その費用の一部を支給します。 ● 医療機関との連携を強化し、対象者の状況把握と適正な支給に努めます。 ● 受給者が自立した日常生活または社会生活を行うことができるよう、適切な医療の提供を促します。 		福祉課 健康推進課				
サービス見込み量 < 月間量 >	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
更生医療	心臓機能障害	0	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	0	0	0
	じん臓機能障害	7	6	6	6	6
	その他	0	0	0	0	0
	計	7	6	6	6	6
育成医療	心臓機能障害	0	0	0	0	0
	肢体不自由	0	1	1	1	1
	じん臓機能障害	0	0	0	0	0
	その他	1	1	1	1	1
	計	1	2	2	2	2
精神通院医療	気分感情障害	115	115	115	115	115
	統合失調症	79	79	79	79	79
	広汎性発達障害 ・多動性障害	25	25	25	25	25
	その他	70	70	70	70	70
	計	289	289	289	289	289

6 地域生活支援事業

【現状と課題】

地域生活支援事業は、平成 25 年より「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」の 5 つの事業が追加され、地域の実情に応じた事業展開から、障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むうえで重要な事業として位置づけられ、展開されています。

追加された事業は、障がいをもつ当事者の支援だけではなく、支援者や地域住民が、障がいの知識や理解を深め、共に支えあいながら地域生活を送るために必要な事業といえます。

相談支援事業については、盛岡圏域の 8 市町が共同で相談支援事業所に委託して実施していますが、相談支援を包括的に行う 基幹相談支援センター（注1）を地域に設置する動きが県内でも多く見られており、町の現状や課題に合わせた支援体制構築を検討する必要があります。

また、地域包括ケアシステム構築事業における総合相談窓口と連携し、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度などの他の制度の活用や関係者との連携強化を図るなど、当事者だけではなく、支援をする家族の課題にも包括的に対応できる相談体制を構築する必要があります。

成年後見制度利用支援事業については、盛岡広域の 5 市町が共同で設置した中核機関において、制度の周知や不足する専門職の支援を補う市民後見人養成、地域のネットワーク作りを行い、各市町と連携した制度利用を推進することとしています。現状としては、地域における制度の周知が不十分と思われるため、情報提供を適時に行うことも必要です。

これまで実施してきた事業についても、引き続き推進していくとともに、町独自の施策として、地域生活支援事業の利用者負担（原則 1 割）を無料としております。今後も障がい者が地域で安心して生活できるよう支援していきます。今後は、地域の実情に即した社会資源の整備及び、近隣市町村との連携による広域的なサービスの実施により、障がい者の地域生活がより質の高いものとなるように十分なサービス提供量を確保することが重要です。

【目指すべき状態】

地域生活を支援する事業が充実するとともに、障がいの有無や種別にかかわらず住民がお互いに理解し合う意識が醸成し、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる。

【施策内容と活動指標】

①理解促進研修・啓発事業

施策内容	担当課等
● 障がい及び障がい者等への理解を深めるための事業・研修・啓発等を実施します。	福祉課

注1 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある方の相談支援に関する総合的な業務を行います。

②相談支援事業

施策内容	担当課等
<p>● 盛岡広域圏の8市町共同で3事業所に委託する他に、町で町内2事業所に委託して、5事業所（R5.3現在）に設置し、障がい者等からの相談支援を行います。</p> <p>5事業所名：</p> <p>①盛岡市身体障害者協議会（盛岡市） 「もりおか自立支援プラザ」</p> <p>②千晶会（盛岡市） 「太田の園地域活動支援センター」</p> <p>③NPOいわてソーシャルサポートセンター（盛岡市） 「ソーシャルサポートセンターもりおか」</p> <p>④のぞみ会（雫石町） 「子ども発達支援センターのぞみ相談支援事業所」</p> <p>⑤康済会（雫石町） 「うぐいすの郷相談支援事業所」</p> <p>※①から③を共同委託した8市町名： 盛岡市、滝沢市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町</p> <p>● 町の総合相談窓口において、関係課、関係機関と連携し、複合的な相談に対応します。</p>	<p>福祉課 健康推進課</p>

③成年後見制度利用支援事業

施策内容	担当課等
<p>● 経済上の理由により制度利用が困難な方に対し経費の一部を助成します。</p> <p>● 判断能力が不十分な障がい者で、身寄りがいないなどにより申し立てができない人について、町長が代わって申し立てを行います。</p> <p>● 盛岡広域成年後見センターと連携し、制度周知と普及啓発を図り、市民後見人を養成します。</p>	<p>福祉課</p>

④意思疎通支援事業

施策内容	担当課等
<p>● 手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と、その他の者の意思疎通を仲介します。</p> <p>● 視覚・聴覚障がい者のニーズを把握し、事業への理解と利用を促すとともに、社会参加の促進及び情報収集手段の確保を図ります。</p> <p>● 岩手県立視聴覚障害者情報センターに、手話通訳者等派遣コーディネート業務を委託し、必要な時に派遣サポートを依頼できる体制を整備します。</p>	<p>福祉課</p>

⑤日常生活用具給付等事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活の便宜を図るため、重度障がい者等に6種45品目の用具を給付又は貸与します（小規模な住宅改修含む）。 ● 対象用具の内容及び、申請方法や利用者負担の周知徹底を図り、適正な給付を行います。 	福祉課

⑥手話奉仕員養成研修事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム」に準じた講座を2年間で実施し、手話奉仕員を養成します。 ● 手話体験会など手話に触れる機会を創出し、奉仕員養成につなげます。 	福祉課

⑦移動支援事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外での移動が困難な障がい者・児の外出を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。 ● 町外にある特別支援学校への通学支援を行います。 	福祉課

⑧地域活動支援センター事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者等に対し、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。 ● 在宅障がい者の日中活動の拠点として、利用ニーズに柔軟に対応できるようにします。 	福祉課

⑨日中一時支援事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び一時的な休息を提供します。 ● 突発的な需要や多様なニーズにも対応できるように、委託事業所と連携し、サービス体制の充実を図ります。 	福祉課

⑩生活訓練等事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練等を行うとともに交流機会を提供します。 ● 福祉サービスに関する情報提供を行い、障がい者の社会参加を促します。 	健康推進課

⑪更生訓練費給付事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において自立訓練等を利用している者等に、更生訓練に必要な費用を支給します。 ● 支給後の訓練費について用途を明確にし、適正な給付に努めます。 	福祉課

⑫自動車運転免許取得・改造等助成事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者等がその障がいに合わせて自動車を改造、または購入する経費の一部を助成します。 ● 障がい者が運転免許を取得するのに要する経費の一部を助成します。 	福祉課

⑬重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅や通所での入浴が困難な身体障がい者の清潔保持等のため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。 ● 利用者ニーズに対応できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。 	福祉課

⑭福祉タクシー事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 重度障がい者等に対し、申請に基づき、小型車の基本料金相当額を福祉タクシー助成券として助成します。 	福祉課

⑮人工透析通院費助成事業

施策内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 常時車椅子を必要とし、一般の交通機関を利用することが困難な者が、人工透析のために福祉タクシーを利用する場合に対し、申請に基づき、交通費を助成します。 	福祉課

7 地域移行支援

地域生活支援事業の見込量

事業名	6年度		7年度		8年度		実施に関する考え方
	実績見込個 所数	実利用見 込者数	実績見込個 所数	実利用見込 者数	実績見込個 所数	実利用見込 者数	
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無の記載	1		1		1		実施は「1」
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	0		0		0		実施は「1」
(3) 相談支援事業	/		/		/		
①障害者相談支援事業	1		1		1		
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	0		0		1		実施は「1」
②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	0		0		0		実施は「1」
③住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	0		0		0		実施は「1」
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1	実施は「1」
(5) 成年後見制度法人貢献支援事業 ※実施の有無を記載	0		0		0		実施は「1」
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/		
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込件数を記載		1		1		1	
②手話通訳者設置事業 ※実設置見込者数を記載	0		0		0		
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載	/		/		/		
①介護・訓練支援用具	1		1		1		
②自立生活支援用具	1		1		1		
③在宅療養等支援用具	1		1		1		
④情報・意思疎通支援用具	1		1		1		
⑤排泄管理支援用具	480		480		480		(月分)
⑥居室生活動作補助用具(住宅改修費)	0		0		0		
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込者数(登録見込者数) を記載		1		1		1	
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込者数」欄に、実利用見込者 数、延べ利用見込時間数の順に記載		10 150		10 150		10 150	(人、時間)
(10) 地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センター を利用するものがある場合は、上段に自市町村 分、下段に他市町村分を記載	1	4	1	4	1	4	※関連する市町村名 盛岡市、滝沢市
	4	15	4	15	4	15	
日中一時支援事業	7	12	7	12	7	12	
生活訓練等事業	1	6	1	6	1	6	
更生訓練費給付事業	1	1	1	1	1	1	
自動車運転免許取得・改造等助成事業		1		1		1	
重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業	2	3	2	3	2	3	
福祉タクシー事業	27	42	27	72	27	102	
人工透析通院費助成事業		3		3		3	

【現状と課題】

地域移行支援は、対象者が障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者のほか、保護施設や矯正施設等を退所する障がい者まで拡大されています。そのため、福祉の支援を必要とする障がい者に対し、退所後から福祉サービスを利用するための準備として、保護観察所と連携して支援する「地域生活定着支援センター」が整備され、司法と福祉の橋渡し役として活動しており、地域移行支援については、福祉施設や事業所、医療機関を含めた様々な関係機関と一体となった支援を行う支援体制が求められています。

地域移行対象者は、疾患、入院期間、年齢等により状況もさまざまであることから、今後、地域生活への移行を進めていくにあたっては、様々な支援機関と連携を図り、対象者の支援を行うほか、地域の理解と困りごとに対応するための相談及び地域支援体制が必要です。

このような障がい者を取り巻く環境等を踏まえ、地域生活への移行と自立した生活を支援していくため、国の指針に基づき、令和8年度を目標年度とする数値目標を設定し、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、計画的な支援に取り組みます。

【目指すべき状態】

地域における障がい者に対する住民理解が深まり、障がい者の地域移行が進むことで、地域住民と共に住み慣れた地域でいきいきと生活することができる。

【施策内容と活動指標】

①福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数（A）	30人	令和5年3月31日現在の入所施設の利用人員
【目標値】 令和8年度末の施設入所者数（B）	30人	令和9年3月31日現在の入所施設の利用人員
【目標値】 削減見込（A－B）	0人	令和8年度末施設入所者から令和4年度末施設入所者を引いた人数
【目標値】 地域生活移行者数	2人	令和4年度末施設入所者のうち、令和8年度末までに地域移行した人数

②福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	1人	福祉施設利用者のうち、令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人	福祉施設利用者のうち、令和8年度末における、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人	福祉施設利用者のうち、令和8年度末における、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人	福祉施設利用者のうち、令和8年度末における、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の就労定着事業における利用者数	1人	一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数

③地域生活支援拠点(注1)等の整備

項 目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	令和8年度末時点において設置した拠点数

注1 地域生活支援拠点：障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりに5つの柱を主な機能としている。

8 障がい児支援

【現状と課題】

障がい児支援については、乳幼児期からの切れ目ない支援を実施する体制整備が求められており、ニーズに対応したサービス提供体制を整える必要があります。また、発達過程における医療や福祉に関する情報提供、障がいへの理解、就学・就労指導の充実を求める声もあり、保健、医療、福祉、教育等が連携した各種施策の展開や、障害児福祉手当などの経済的な支援を進めるとともに、ノーマライゼーション（注1）の理念に基づく意識の啓発により、地域における障がいや障がい児への理解を深め、住民が支え合い共に生きる心を育成することが重要です。

第3期となる障がい児福祉計画においては、国の指針に基づく障がい児支援の提供体制にかかる数値目標を設定し、児童発達支援センターの設置等について、盛岡広域圏を含めた地域で協議し、医療的ケア児や重症心身障がい児の在宅生活支援体制や、発達障がいなどの多様な特性に対応できるサービス提供体制を整える必要があります。

○ 雫石町障がい児施設の入所及び通所状況（令和5年3月末現在）（単位：人）

項目	0～3才	4～9才	10～17才	18才以上
障がい児施設の入所	0	0	0	0
障がい児施設の通所等	0	13	7	2
児童発達支援	0	10	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	0	4	7	2
保育所等訪問支援	0	3	0	0
計	0	13	7	2

資料：福祉課

【目指すべき状態】

障がい児に対するサービスや相談窓口が充実し、障がいの早期発見及び早期支援体制が確立され、年齢や障がい程度に応じたサービスを利用することができ、障がい児や保護者が安心して生活することができる。

注1 ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に抱擁するのが社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法のこと。

【施策内容と活動指標】

①児童発達支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域において、障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 ● 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 < 月 間 量 >	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人日分 [※] (人)	50 (8)	50 (8)	50 (8)	50 (8)	50 (8)	

※人日分（人）：月間利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

②居宅訪問型児童発達支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 外出が著しく困難な重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。 ● 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 < 月 間 量 >	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人日分 (人)	0 (0)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	

③医療型児童発達支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域において、肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療などを行います。 ● 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 < 月 間 量 >	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
人日分 (人)	0 (0)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	

④放課後等デイサービス

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域において、就学中の障がい児に対して、放課後や休日に生活能力向上のための訓練、社会との交流促進のための支援を行います。 ● 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人日分 (人)	88 (14)	140 (15)	140 (15)	140 (15)	140 (15)	

⑤保育所等訪問支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域において、保育所などに通う障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。 ● 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人日分 (人)	5 (2)	6 (3)	6 (3)	6 (3)	6 (3)	

⑥障がい児相談支援

施 策 内 容						担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとに<u>モニタリング（注1）</u>を行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 ● 医療的ケア児等コーディネーター業務を町内事業者に委託し、相談支援等を実施します。 ● 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。 						福祉課
サービス見込み量 ＜ 月 間 量 ＞	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
人	4	4	4	4	4	

注1 モニタリング：P156注2参照。

⑦障害児福祉手当支給事業

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、障害児福祉手当を支給します。 ● 町広報紙等により制度の周知に努めます。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
障害児福祉手当	人	11	10	9	9	7	

⑧放課後児童クラブへの障がい児受入れ

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>放課後児童クラブ</u>（注1）において、障がいのある児童の受け入れ体制を整備し、利用を希望する障がい児を随時受入れます。 							こども課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
受け入れ可能児童クラブ数	か所	5	5	5	5	5	

⑨教育支援事業

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある就学予定者並びに児童生徒に対する適切な就学指導について調査・審議します。 ● 障がいのある就学予定者、および児童、生徒の適切な就学を図るため教育支援委員会を継続開催します。 ● 小・中学校特別支援学級の適正な設置に努めます。 							学校教育課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
教育支援委員会開催数	回	3	3	3	3	3	

注1 放課後児童クラブ：就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童などに対し、授業終了後に児童厚生施設等の身近な社会資源を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその育成・指導・遊びによる発達の助長などのサービスを行うクラブ。

⑩特別支援教育等推進事業

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある幼児、児童生徒の保護者を対象とした就学や家庭教育、進路などの相談を行います。 ● 雫石小学校ことばの教室に学ぶ児童及び保護者へ情報交換と親睦が図れるよう支援します。 ● 特別支援学級に必要な応じて講師を派遣するとともに、特別支援学級及び通級指導教室に通う児童、生徒に通学費を援助します。 							学校教育課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
芽ぐみの会補助金事業学校数	校	6	6	6	6	6	
ことばの教室親の会補助金事業支援件数	件	1	1	1	1	1	
通学費・通級費支援件数*	件	8	15	15	15	15	

*通学費・通級費支援件数：特別支援学級通学者及びことばの教室通級者数。

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
児童発達支援センター設置数*	か所	0	0	0	1	1
保育所等訪問支援利用支援体制整備*	—	0	0	0	0	1
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置数*	か所	0	0	0	1	1
医療的ケア児等に関するコーディネーター(注1)の配置	人	0	1	2	2	3
教育相談対応件数	件	20	15	15	15	15

*町単独または圏域での設置及び整備を検討。

注1 コーディネーター：仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種の人との調整役。

(2) 保健・医療の充実

【現状と課題】

障がいの発生予防及び早期発見、早期治療、早期療育(注1)体制の充実が図られてきていますが、これに伴い保健、医療、福祉、教育の連携がますます必要となってきました。

発達障がいは、主に乳児期から幼児期にかけて特性が表れ始め、自閉症などの広汎性発達障害や注意欠陥・多動性障害などは近年増加の傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳の対象となる場合もあります。また、成人してから発達障がいの診断を受けることもあり、乳幼児健康診査等による早期発見と、乳幼児期、学童期、青年期、成人期の継続的支援が求められています。

高次脳機能障害は、頭部外傷や脳血管障害などによる脳の損傷を受けた後遺症として、記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害などが現れるもので、本人や家族など周囲の人も気づきにくいという障がい特性があります。この障がいは精神障がいに含まれ、福祉サービスの給付対象者となるため、県の支援拠点機関と連携を図り、障がい特性の理解推進と相談支援体制の促進に努めていく必要があります。

難病は、難病医療費助成制度により、医療費負担軽減を図っているほか、平成25年4月から難病患者等も障がい福祉サービスを受けることができるようになりました。保健所と連携を図りながら相談窓口としての役割を果たし、難病患者と家族が地域で安心して暮らせるよう支援する必要があります。

精神保健福祉の推進については、「入院医療」中心から「地域生活」中心へ、社会復帰を促進する福祉施策への転換が図られてきています。これまでも町では、関係機関の協力を得ながら、正しい知識の普及や精神障がい者及び家族に対する相談・指導、デイケア等を実施してきました。法律により設置が定められている身体障がい者相談員と知的障がい者相談員に加えて、精神障がい者とその家族の相談・支援を充実させるため、精神障がい者相談員の設置が求められています。

また、精神障がい者の家族会(しずくの会)が会員相互交流、学習会等を行いながら、精神障がい者やその家族を支援しています。平成13年には、精神保健ボランティア団体(うぐいすの会)が結成され、精神障がい者と家族の支援を行っています。

今後は、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、介護、社会参加(就労)、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が求められています。

自殺死亡率は年により増減がありますが、全国や岩手県と比較し高率で推移しています。このことから、平成18年度に「心の健康づくり対策連絡会議」を組織し、心の健康づくりについての普及啓発などの活動や、地域と職域における相談支援体制の構築等の検討を実施しています。また平成20年6月には、心に耳を傾ける傾聴ボランティアやまびこ会が結成され、集団の場や個別での傾聴相談を行っています。今後、生きることの包括的支援として、地域全体で自殺対策に取り組む必要があります。

注1 療育：障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育(教育)。

難病患者（特定疾患医療受給者）数の推移

（単位：人）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
雫石町	136	141	142	135	143
岩手県	9, 135	9, 255	10, 007	9, 956	10, 116

資料：県央保健所（各年度末現在）

【目指すべき状態】

障がいの早期発見及び患者の症状や障がいの程度に応じた一貫・継続した支援体制が確立し、また、障がい者を支える人が増え、障がい者が適切な保健・医療・福祉サービスを受けながら、地域の中で安心して生活することができる。

【施策内容と活動指標】

①疾病や障がいの早期発見体制の充実

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種乳幼児健康診査等を行い疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育が受けられるように支援します。 ● 健康の保持増進と、疾病や障がいの発生予防及び早期発見を図るため、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査、2歳6か月児健康相談を引き続き実施します。 							健康推進課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
1歳6か月児健康診査受診率	%	95.5	100	100	100	100	
3歳児健康診査受診率	%	97.3	100	100	100	100	
2歳6か月児相談受診率	%	98.3	100	100	100	100	

②早期療育体制の充実

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健対策として妊産婦に対する健康教育、健康診査及び乳幼児健康診査等を実施します。 ● 乳幼児健康診査の結果、発育・発達に疑いが生じた乳幼児に、精密健康診査の受診を促進し、さらに継続的に指導を要する乳幼児に対しては、心身の発達を促すための療育支援を行います。 ● 妊産婦、乳幼児保健指導を行い、必要に応じ、保健師の訪問等による母子保健指導を継続実施します。 							健康推進課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
幼児教室延べ参加者数	人	21	40	40	40	40	
発達相談延べ利用者数	人	17	20	20	20	20	
ことばの相談延べ利用者数	人	50	60	60	60	60	
保育所等巡回相談実施回数	回	10	10	10	10	10	

③精神保健福祉の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で生活する精神障がい者のための生活訓練の場として精神障がい者デイケアを実施します。 ● 精神障がいの正しい認識と理解を図るため啓発に努めます。 ● 精神障がい者家族会の育成と、相談機能の強化に努めます。 ● 精神保健ボランティア団体の活動を支援し、精神障がい者と住民との交流、ふれあいの場を提供します。 ● 心の健康づくり対策連絡会議の開催や傾聴ボランティアの活動支援、<u>ゲートキーパー</u>（注1）<u>養成講座</u>を開催し自殺対策に取り組みます。 							健康推進課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
家族会への支援回数	回	15	10	10	10	10	
デイケア延べ参加者数	人	98	108	108	108	108	
ゲートキーパー養成者数（累計）	人	1,082	1,230	1,300	1,380	1,830	

④発達障がい児・者への支援の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がい児・者に対して、自立と社会参加ができるよう、障がいの特性に応じた支援を実施します。 ● 乳幼児健康診査等において発達障がいの早期発見に努めます。 ● 発達障がい者支援センター等の専門機関との連携により、乳幼児期、学童期、青年期、成人期などライフステージに応じた継続的支援の充実に取り組みます。 ● 発達障がい児・者への支援を強化するため、関係機関と協議できる体制を整えます。 							健康推進課 福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
啓発回数	回	23	24	24	24	24	
発達相談開催数	回	15	15	15	15	15	

注1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

⑤高次脳機能障がい者、難病患者への支援の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 県の支援拠点機関と連携を図り、高次脳機能障がいの特性の理解推進と相談支援の充実に取り組みます。 ● 保健所と連携し難病患者の支援の充実に取り組みます。 							健康推進課 福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
啓発回数	年/回	2	2	2	2	2	

⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡広域で設置している保健、医療及び福祉関係者による協議の場に参加し、各機関の情報共有と連携を図り、包括的な支援や地域での受入体制について協議します。 							健康推進課 福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催数	年/回	3	1	1	1	1	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
精神相談対応延べ件数	件	270	270	270	270	270
5年平均自殺死亡率 ^{※1}	—	31.9 ^{※2} (R 5)	26.9	26.1	25.2	参考値 ^{※3} 20.2

※1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数（自殺者数÷人口×10万）。

※2 第二次雫石町こころの健康づくり計画の実績値に合わせ令和元年から令和5年の5年平均自殺死亡率とした。

※3 第二次雫石町こころの健康づくり計画の計画期間が、令和6年度から令和10年度の5か年計画のため、関連計画に基づいて見直しすることとする。

(3) 相談支援体制の強化

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉サービスの充実を図るほか、多様な課題や困りごとを適切に把握し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員（注1）や広域の関係機関はもとより、共に生活する住民も含めた、地域で支えていく構造が必要となります。

また、障がい者に対する権利侵害や、差別、虐待などについては、岩手県や自立支援協議会、盛岡広域成年後見センター、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、地域への障がい理解の促進や、相談対応、権利侵害や虐待に対する保護などの初期対応及び問題解決を図り、権利擁護、虐待防止、差別的解消を推進していくことが重要です。

町では、これらの取り組みを強化するため、庁内関係課や社会福祉協議会等、幅広い分野と連携し対応する総合相談窓口を令和2年度から設置しています。今後、町の課題について、当事者及び関係機関が共に考え、意見を出し合える場として雫石町障がい者自立支援連絡協議会（図1参照）を設置し、町の相談支援体制についての検証、評価を実施し、体制強化を図るとともに、引き続き盛岡広域圏障害者自立支援協議会（図2参照）と連携し、計画的に支援を進める体制を構築していきます。

○ 盛岡広域圏障害者自立支援協議会とは

盛岡広域圏8市町*の民間事業者と行政・関係機関が一体となり、障がいのある人とない人が、ともに暮らすことのできる地域づくりを進めていくために、課題となることを話し合っその解決を目指していくために設置されている機関です。また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす協議の場となります。

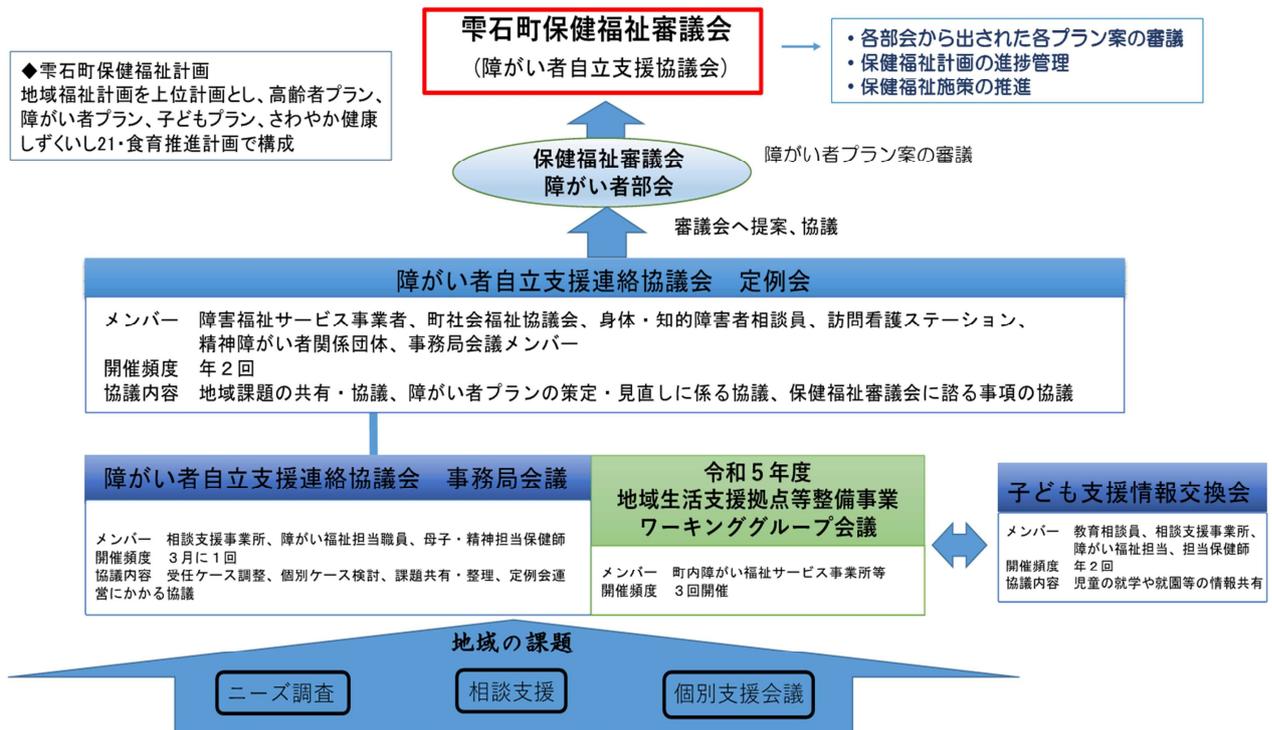
※盛岡広域圏8市町：盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、雫石町、矢巾町、紫波町

○ 盛岡広域圏障害者自立支援協議会の役割

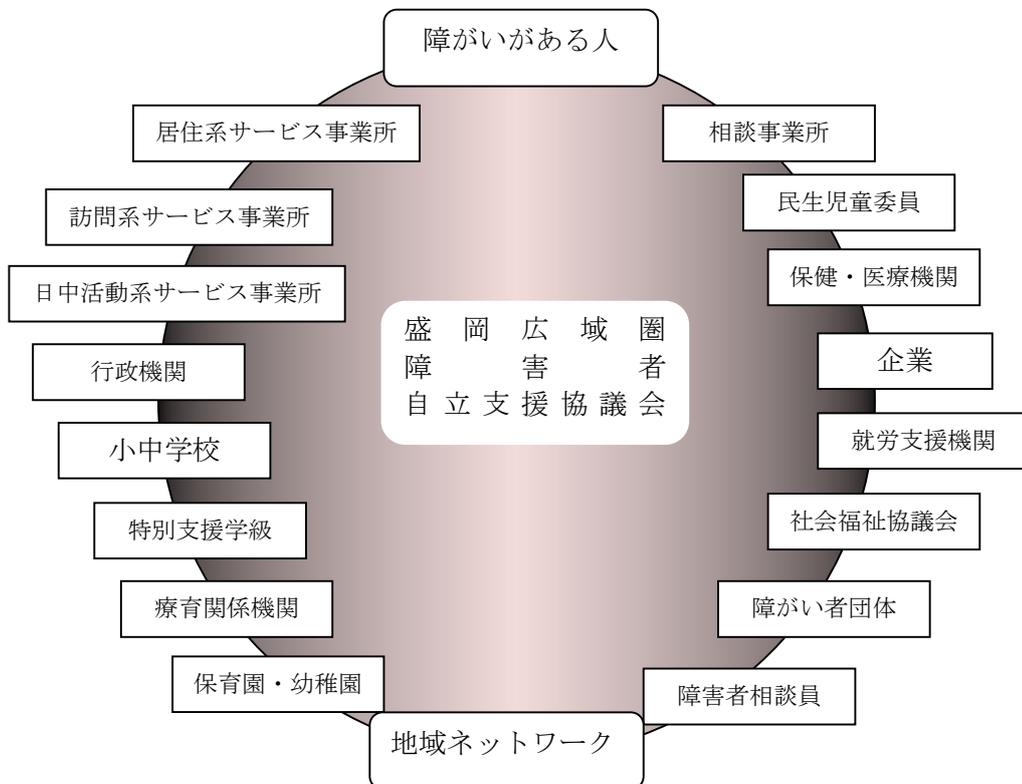
- ① 関係機関、団体等によるネットワークを構築し、障がいのある人の支援を行います。
- ② 地域の課題を把握し、必要な社会資源の確認を行います。
- ③ 対応困難事例の協議を行います。
- ④ 障がいのある人の地域移行及び就労支援の促進に努めます。
- ⑤ 相談支援事業の運営、評価を実施します。

注1 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。厚生労働大臣の委嘱を受け活動し、任期は3年で無給。

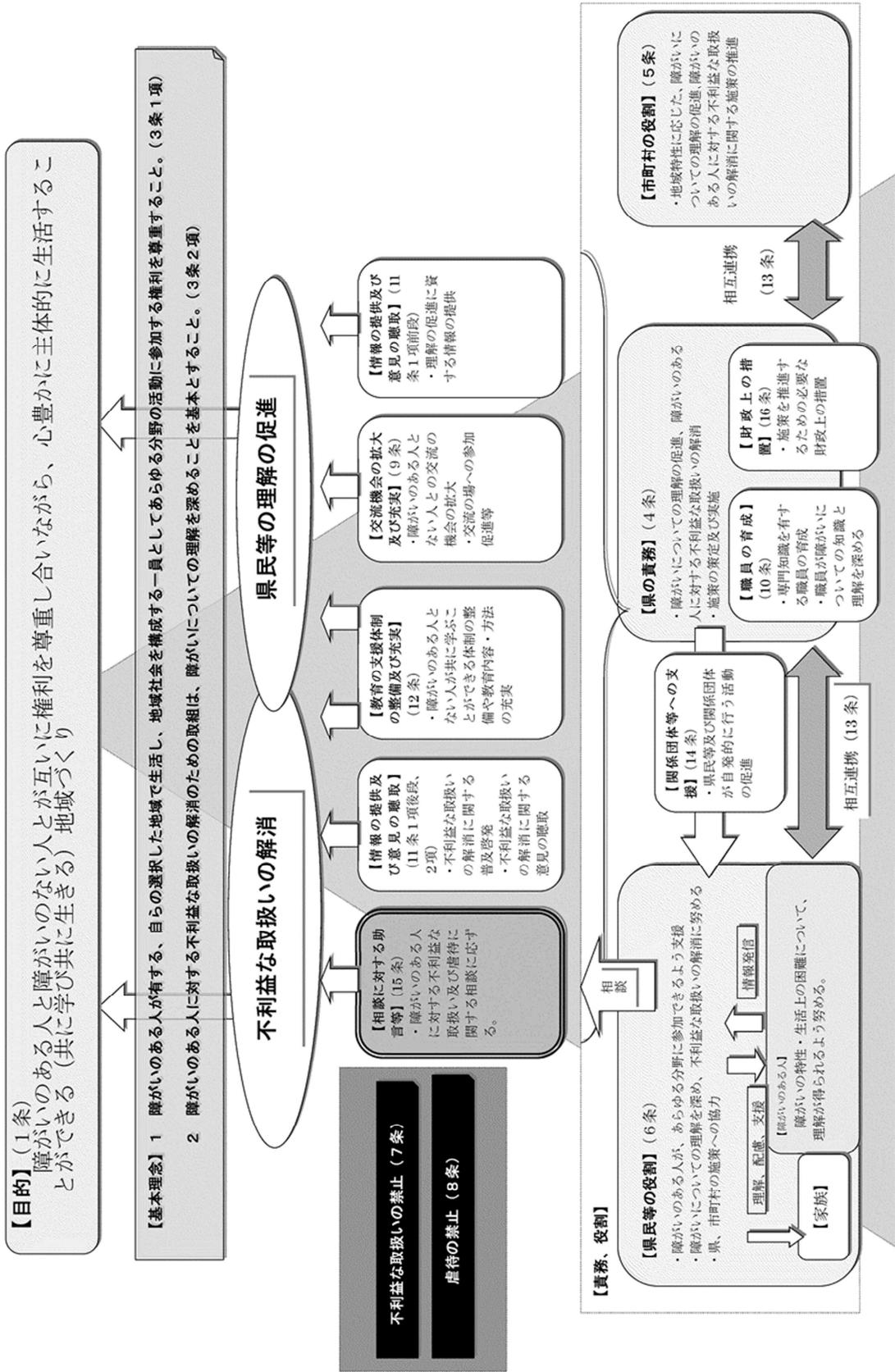
(図1) 雫石町障がい者自立支援連絡協議会のイメージ



(図2) 盛岡広域圏障害者自立支援協議会のイメージ



障がいのある人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例【概念図】



【目指すべき状態】

障がい者やその家族を包括的に支援できる窓口があり、相談窓口と関係機関の連携が図られ、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる。

【施策内容と活動指標】

①相談支援体制の充実及び強化

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 町が委託する相談支援事業所における専門的な相談対応を実施し、個別ケースによる困難事例等の支援について、関係機関と連携を図りながら対応します。 ● 町内における相談事業所の確保に努めるとともに、相互の連携を図り、相談に対応する職員の資質向上に努めます。 ● 身体障害者、知的障害者相談員などの地域の相談支援者と各分野の専門相談支援者との連携を推進します。 ● 障がい者等の包括的支援ができる総合相談窓口の充実を図ります。 ● 医療的ケア児等コーディネーター業務を町内事業者に委託し、相談支援等を実施します（再掲）。 							福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
相談事業利用者数	人	66	70	70	70	70	
総合相談窓口対応件数	件	26	30	30	30	30	
障害福祉サービス等に係る研修会参加人数	人	4	4	4	4	4	

②権利擁護の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者が地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。 ● 盛岡広域成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知や市民後見人の養成を行います。 ● 障がい者の権利擁護のため、金銭管理が必要な障がい者等に対し、日常生活自立支援事業などの制度周知に努め、その活用を促進します。 							福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
日常生活自立支援事業契約者数	人	15	17	18	19	24	
成年後見申立支援件	件	2	4	4	4	4	

③障がい者等への虐待防止

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児・者への虐待を未然に防止するため、地域や関係機関との連携体制の強化に努めます。 ● 虐待を発見した場合は、関係機関との連携、協力により、保護等迅速かつ適切な対応に努めます。 ● 町障がい者虐待防止センターを中心に、夜間・休日にかかわらず通報できる支援体制の維持に努めます。 ● 虐待の防止に向けて、広報紙やホームページにより町民へ情報発信するとともに、サービス事業所等における職員研修を支援します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
相談対応件数	件	0	1	1	1	1	

④苦情解決体制の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の苦情解決について関係機関と連携しながら支援します。 ● 利用者の苦情を解決できるよう、中立公平な立場でアドバイスを行います。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
サービス利用者からの苦情件数	件	0	0	0	0	0	

⑤不利益な取扱いの解消

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいがあることを理由に、不当な扱いや差別的な発言等を受けた方の相談に応じ、助言・調整等を行い解消に努めます。 ● 相談窓口を設置し「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を推進します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
相談対応件数	件	0	1	1	1	1	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
障害福祉サービス新規 利用件数	件	9	10	12	15	15
<u>基幹相談支援センター</u> (注1) 設置数	か所	0	0	0	1	1

注1 基幹相談支援センター：P163 注1 参照。

3-2 自立と社会参加を促進する体制づくり

(1) コミュニケーションと各種活動支援の推進

【現状と課題】

情報化社会にあって、障がい者は通常の媒体や方法による情報利用に大きな制約を受けています。特に、視聴覚障がい者は基礎的な情報の獲得とコミュニケーションの確保が課題となっており、重度障がい者も同様の事情にあります。一方では、パソコンなどの普及により、幅広い情報収集やコミュニケーションを行っている障がい者も増えています。今後も手話通訳など基礎的なコミュニケーションを支える人材を養成するとともに、情報媒体の拡充を図る必要があります。

障がい者にとってスポーツ、レクリエーション、文化活動は、心身の鍛練や機能訓練だけではなく、生きがいや仲間づくりにもつながる大切な社会参加の機会であり、生活の豊かさを創造していく上でとても重要です。地域の中で障がい者が日常的にスポーツ、レクリエーション、文化活動に親しむことのできる機会の拡大を図りながら、活動支援と指導者の養成などを進めていくことも必要です。

【目指すべき状態】

障がい者が意思疎通支援を活用し、必要な情報を得ることができる。また、スポーツ・文化活動に興味を持ち、やりたい活動を支える体制が確立され、生きがいを持っていきいきと生活している。

【施策内容と活動指標】

① コミュニケーション支援の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚・聴覚障がい者のニーズを把握し、事業への理解と利用を促すとともに、社会参加の促進及び情報収集手段の確保を図ります。 ● 意思疎通の機会を提供するため、手話奉仕員養成講座を開催するとともに、手話通訳者及び要約筆記者の確保に努めます。 ● 岩手県視聴覚障害者情報センターに、手話通訳者等派遣コーディネーター業務を委託し、必要な時に派遣サポートを依頼できる体制を整備します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
手話通訳者等派遣回数	回	0	1	1	1	1	
手話奉仕員養成講座開催回数	回	1	1	1	1	1	

②スポーツ・文化活動の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 「岩手県障がい者スポーツ大会」などスポーツ行事への参加を促進し、技術レベル向上と参加者の交流機会を提供します。 ● 障がい者が容易に取り組むことができる新しいスポーツ種目の普及を図り、スポーツに取り組む機会の拡大に努めます。 ● 障がい者が自主的に取り組んでいる、スポーツ及び文化活動を支援します。 ● 地域や民間団体で取り組んでいるレクリエーション活動に、障がい者も気軽に参加できるよう機会の拡充を図るとともに、障がい者によるレクリエーション活動を支援します。 ● 生涯学習事業を通じて、文化活動に自ら参加できるよう各種講座やサークル活動の受入れ環境を整えます。 ● 岩手県障がい者文化芸術祭、町芸術祭の情報を広く周知し、積極的な参加を促します。 ● 文化活動を行う障がい者のネットワークを支援し、交流の輪の拡大に取り組みます。 ● 福祉施設、社会教育施設などでの障がい者の文化活動を支援します。 							福祉課 生涯文化スポーツ課 総合政策課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
岩手県障がい者スポーツ大会参加啓発回数*	回	6	6	6	6	6	
岩手県障がい者文化芸術祭出展啓発回数	回	5	5	5	5	5	

※啓発回数：広報等での啓発のほか各団体、事業所、参加経験者への啓発を含む。

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
手話奉仕員登録者	人	17	20	20	25	30
岩手県障がい者スポーツ大会参加者数	人	13	15	20	20	20
岩手県障がい者文化芸術祭出展者数	人	9	5	6	7	10

(2) 教育と連携した障がい者支援の推進

【現状と課題】

障がいのある児童生徒に対しては、個々の障がいの特性に応じた教育によりその可能性を伸ばし、将来、社会で自立して生活することができるよう支援していく必要があります。適正就学の推進を図るとともに、教育、医療、保健、福祉の連携のもと、一貫した相談支援ができる体制づくりを整備し、切れ目ない支援ができるようライフステージに合わせた引き継ぎが必要となります。

交流教育の推進については、こどもたちに障がい及び障がい者の正しい理解と認識を深めることと、合わせて障がい児の社会経験を豊かにするため、積極的な交流機会を設けることも必要です。

生涯学習の推進については、障がい者が社会とのつながりを持ちながら、自己の充実と生活の質の向上を図るとともに可能性を追求し、自己実現が図れるよう環境を整える必要があります。また、障がい者が地域社会へ参加しやすくするため、町民が差別や偏見なく受け入れるよう、意識啓発も重要となっています。さらに、障がい者本人が積極的に社会参加する意欲を醸成させることも必要です。

【目指すべき状態】

教育、医療、保健、福祉が連携した障がい児支援体制が構築され、障がい児が適切に就学できている。また、町民の障がい及び障がい者への正しい認識と理解が深まり、生涯学習の環境ができ、障がい者が社会とのつながりを持ちながら自己実現できる環境が整っている。

【施策内容と活動指標】

①適切な就学の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある就学予定者および児童、生徒の適切な就学を図るため教育支援委員会を継続開催します。 ● 障がいのある幼児、児童生徒の保護者を対象として、就学や家庭教育、進路などの相談を行います。 ● 各学校において、特別支援学級や通級指導教室の適正設置を図ります。 ● 担当課及び地域の子育て支援事業者等との定期的な情報共有を行い、義務教育課程を修了後も、切れ目なく支援するための引き継ぎ体制の整備に努めます。 							福祉課 学校教育課 健康推進課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
教育支援事業実施学校数	校	6	6	6	6	6	

②交流教育の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉の教育として、小学生から高校生を対象に障がい者や高齢者とふれあう機会を提供します。 ● 障がい者への正しい理解と認識を深めるために、施設の行事等へ地域住民の参加を促進します。 ● 児童生徒と各種福祉施設入所者が交流を図る場の創出を支援します。 ● 社会福祉協議会と連携し、福祉教育出前講座を小中学校で実施し、福祉に対する理解促進を図る。 							学校教育課 生涯文化スポーツ課 福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
社会福祉出前講座開催校	校	6	6	6	6	6	

③生涯学習の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習に対する意識の高揚を図るため、障がい者を含む町民の自発的な活動を支援するとともに、社会全体の意識を高めるための啓発に努めます。 ● 障がい者も生涯学習活動に参加できるよう、町立公民館をはじめとする公共施設について、障がい者本人の意見を取り入れ、利便性に考慮した施設改修を推進します。 							生涯文化スポーツ課 総合政策課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
講座等延べ開催数	回	210	200	200	200	200	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
適切な就学支援ができた割合※	%	100	100	100	100	100
小・中学生のボランティア実参加者数	人	135	140	140	140	70

※ 適切な就学支援ができた割合：就学支援した障がい児等のうち、本人の能力及び保護者の希望等に沿った適切な支援ができた割合。

(3) 就業支援の推進

【現状と課題】

障がい者の雇用状況は法的整備も進み、民間企業・地方公共団体とも年々改善されつつありますが、実雇用率は未だ低水準で推移しているのが現状です。将来の自立、安定した生活のためにも、個々の持っている能力を発揮し、地域の一員として誇りを持ち社会生活を継続できるよう、障がい者の雇用の場を積極的に拡大し就労希望にこたえられる環境づくりが必要です。

また、雇用する企業に対する障害者雇用制度や奨励金等の助成制度の周知を図り、雇用と就労が安定的に維持できるように公共職業安定所や関係機関等との連携を図りながら、障がい者と受け入れ企業のマッチングや就労定着を促進する必要があります。

障がい者の安定した就業のためには、個々の能力や障がいの状況に対応した職業能力を開発することが重要です。このため、国が設置する障がい者職業訓練校などの入校を促進するとともに、一般職業訓練施設での障がい者の受け入れ体制の整備、訓練内容の充実が図られるよう関係機関へ要請していく必要があります。また、現に雇用されている障がい者についても、更なる職業能力開発の促進を呼びかけるとともに、各種制度の周知を図り、障がい者の一般就労への移行を推進していく必要があります。

一般雇用が困難な障がい者にとって、それぞれの障がいに応じて訓練をしながら働く機会が得られる施設の役割は重要です。就労継続支援事業所は盛岡広域圏でも増加しており、作業内容も多様化しています。個々の障がい特性に合わせた働き方の選択肢が増え、自立へ向けた訓練を積むことができる場となっています。就労移行支援事業所では、一般就労に向けた能力開発や訓練を行うほか、就職した後の職場定着のため、就労定着支援事業も併せて行う事業所が増えています。このようなサービスの特徴を生かし、発達障がいや精神障がいなどにより、在学中に就労準備が困難となる場合において、就労移行支援などのサービス利用の検討を行うなど、多様なケースに対応した就労支援の実施が期待されています。

【目指すべき状態】

企業やサービス事業所等において障がい者雇用への理解が深まり、就業を希望する障がい者が、その能力と適性に合った雇用の場に就くことができ、地域で自立した生活を送ることができる。

【施策内容と活動指標】

①雇用促進と安定

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者自身の職業的自立意識の高揚と、町民の障がい者雇用に対する意識の啓発を行います。 ● 町内の事業主に対して、障がい者雇用促進の理解と雇用意識を高揚させるため、セミナーや企業訪問等により啓発を行います。 ● 障がい者の雇用条件確保のため、障がい者雇用に関する各種助成・奨励制度の周知を図ります。 ● 就職を希望する障がい者に対し、公共職業安定所や岩手県障害者職業センター等職業安定や訓練機関への仲介をします。 ● 盛岡広域圏自立支援協議会、盛岡広域障害者就業・生活支援センター等との連携により、個別支援会議（ケア会議）を開催し個々の希望に沿った支援を実施します。 ● 福祉サービス利用者の一般就労への移行を支援します。 							福祉課 観光商工課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
障がい者雇用促進に向けた啓発社数	社	3	5	5	5	5	
障がい者の就業相談件数	件	2	2	2	2	2	

②職業能力の開発

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公的職業訓練機関での能力開発を促進するため、障がい者の障がい程度、要求などを十分に踏まえ、公共職業訓練施設への入所、身体障害者リハビリテーション（注1）センターへの入校（入所）を斡旋します。 ● 一般の職業能力開発校や委託による企業等での訓練制度について、実施機関との情報共有や受講希望者への情報提供、仲介を実施します。 ● 精神障害者社会適応訓練事業の利用に関する相談・調整を行います。 							福祉課 観光商工課 健康推進課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
各種講習会・訓練事業参加者数	人	0	2	2	2	2	

注1 リハビリテーション：心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

③福祉的就労の場の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 施設などで行う訓練等給付事業の積極的な活用を促進します。 ● 福祉作業所等の施設運営を支援するとともに、必要に応じて助言、指導を行います。 ● 「雫石町菜のテクプロジェクト」の一環として実施しているBDF（バイオディーゼル燃料）精製や、菜種油搾油を通じて、就労継続支援事業所利用者の安定収入、工賃アップを支援します。 ● 障がい者就労支援事業所への<u>官公需</u>（注1）を優先し、障がい者の工賃水準の向上を支援します。 							福祉課 健康推進課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
障がい者就労支援事業所利用者数	人	84	85	85	85	85	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
町内福祉作業所月額工賃	円	20,157	20,180	20,180	20,200	20,500
<u>一般就労移行者数</u> ※	人	0	1	1	1	1

※一般就労移行者数：就労移行支援事業所、就労継続支援事業所から一般就労に移行した者の数。

注1 官公需：国、県、市町村などの官公庁が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注をすること。

3-3 ともに支え合う地域づくり

(1) 支え合い意識の醸成

【現状と課題】

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人が同じように生活し、それぞれの個性や違いを理解し、互いに尊重し合い、誰もがいきいきと心にゆとりのある生活ができる地域社会の実現を目指していかなければなりません。そのためには、障がい者への理解を深めるため、町広報紙等による情報の提供や様々な場面において、これから目指すべき社会のあり方について住民意識の啓発に努める必要があります。また、障がい者が自らの人生に目標をもち、主体的に生き、生活の質を高めていけるよう、自立の意欲を喚起することも重要です。

様々な障がいがある人たちに対する思いやりの心を、幼少時期から育てていくことは、ノーマライゼーション理念を浸透させていくうえで極めて重要です。現在も学校教育の中で取り組んでいる福祉教育の質、量をさらに充実するとともに、就学前児童を対象として、保育所でもふれあい・交流活動を進めていく必要があります。

障がいと障がい者に対する理解を促進するためには、交流・ふれあいの機会が欠かせません。文化、スポーツ、体験学習などの行事を通じた交流の機会を一層拡大するとともに、障がい者を含めた町民が気軽に利用し、交流できる場の確保を進めていく必要があります。

【目指すべき状態】

障がいと障がい者に対する住民理解が深まり、学校・職場・地域等の中でも障がい者を支える環境が広がり、障がい者が生きがいを持って幸せな生活を送ることができる。

【施策内容と活動指標】

①啓発活動の推進

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者のみならず、関係する福祉・保健サービスなども盛り込んだ保健福祉の総合的なガイドブックを作成し町民に周知を図るとともに、医療機関、福祉施設、公共施設等に設置します。 ● 障がい者団体や福祉団体が行う活動を町広報紙やホームページ等で紹介します。 ● 障がい者の積極的な社会参加、職業的自立、自主学习等の自立意識を高めるため、教育、職業、福祉等の支援をします。 ● 障がい者福祉週間の機会を捉え、障がい者や障がい者団体の活動を広く情報発信します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
障がい者福祉週間 啓発回数	回	2	2	2	2	2	
広報紙・ホームページ 掲載回数	回	5	8	8	8	8	

②交流・ふれあいの推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● すでに実施している文化、スポーツ活動を一層充実させるとともに、新しいスポーツの普及などを通じ新たな交流とふれあいの機会の創設に努めます。 ● 障がい者団体などが住民との交流を目的として実施する活動を積極的に支援します。 ● ふれあい、交流活動の拡大のため、個人、団体、企業、地域などでのボランティア活動を奨励します。 ● 保育所（園）等において、障がいのある児童の受け入れ体制を整備し、利用を希望する障がい児を随時受入れます。 ● 家庭、学校、地域の連携を図りながら、保健・福祉関係講座等を開催し、地域での福祉教育機会の拡大に取り組みます。 							福祉課 健康推進課 こども課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
精神障がい者デイケアにおける交流活動回数	回	3	3	3	3	3	
町総合福祉センター利用団体数※	団体	2	2	2	2	2	
受け入れ可能保育所数	か所	6	6	5	5	5	

※利用団体数：利用した障がい者団体及び、障がい者との交流を目的に利用した団体数。

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
キャップハンディ体験 (注1)者数	人	229	200	200	200	150
障がい者支援団体登録者数	人	106	50	50	50	55

注1 キャップハンディ体験：障がい者が毎日生活の中で直面している不自由さなどを、障がいを持たない人が実際に体験すること。「キャップハンディ」とは、「ハンディキャップ」の前後を入れ替えて造られた言葉で、「立場を入れ替えて考えよう」という意味が込められている。

(2) ひとにやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

本町のユニバーサルデザイン(注1)への取り組みとしては、平成20年に策定した「雫石町ユニバーサルデザイン計画」(平成20年度～平成25年度)及び平成26年に策定した「第二次ユニバーサルデザイン計画」(平成26年度～平成31年度)のもと、公共施設に「人にやさしい駐車場」や「多目的トイレ」の設置、ユニバーサルデザインを意識した「健康センター」の建設、乗降しやすい車両をつかった「あねっこバス」の整備等を実施しました。また、ソフト面では、「人にやさしいまちづくり学習」として、雫石小学校において「キャップハンディ体験」及び「まちなかUD探検」などを継続して実施しています。

計画期間が終了し、ハード面の整備は、いったん落ち着いたことから、令和3年度よりソフト面を所管している福祉課に当該事業を移管しており、今後においても「心のユニバーサルデザイン」の考え方について、普及を図る必要があります。

【目指すべき状態】

ユニバーサルデザインの考え方が住民に広く浸透し住民誰にでもやさしいまちづくりが進んでいる。

注1 ユニバーサルデザイン：できる限り、最大限の人々に利用可能であるように「製品・計画・空間」などをユニバーサル(普遍的)なデザイン(設計、計画、図案など)にするという考え方。

【施策内容と活動指標】

①ユニバーサルデザインの推進

施策内容							担当課等
<p>● 町立小中学校において、障がい者を含む多様な人たちの困りごとに気づき、助け合いや思いやりの心を育む「心のユニバーサルデザイン」を学ぶキャップハンディ体験やボランティア活動などを行います。</p>							福祉課 学校教育課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
キャップハンディ体験・ボランティア活動等 実践学校数	校	6	6	6	6	6	

②高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業

施策内容							担当課等
<p>● 障がい者や高齢者が自立した生活ができるよう、段差の解消や手すりの設置など移動困難を解消する住宅改修費を補助します。</p>							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
住宅改修費助成件数	件	1	1	1	1	1	

(3) ボランティア・NPO活動の推進

【現状と課題】

今後、本町においても高齢社会の急速な進展や、障がい者の社会参加が一層進むことが予想され、ボランティアの果たす役割はますます重要となると考えられます。

町社会福祉協議会では、ボランティア活動センターを設置し、ボランティア活動の推進に取り組んでいます。ボランティア活動センターでは、活動に関する情報提供、各種講座を実施しているほか、キャップハンディ体験、スノーバスターズなどを実施し、子どもたちへのボランティア活動参加への機会の提供や意識啓発に取り組んでいます。

町では、こうした社会福祉協議会の活動を支援していくとともに、町民への意識啓発や障がい者との交流の場の確保について支援しています。このような活動の成果により、町民の社会奉仕活動への関心は高まりを見せており、ボランティア活動への参加者は年々増加していますが、高齢者の参加が多いことから、若者の参加推進や福祉に関するNPO団体等の育成を図ることが必要とされています。

今後においても、各団体の自主性を尊重し、ネットワークの拡大を図り、多様なボランティア活動を広く支援し、厚みのある地域福祉の展開を図っていく必要があります。また、障がい者自身も社会を構成する一員としての役割を担い、意欲を持って地域社会に寄与していくことが求められています。

【目指すべき状態】

町民のボランティア意識が高まり、こどもからお年寄りまであらゆる年代の町民が参加できるボランティア活動やボランティア・NPO団体が充実し、それぞれの自主性を尊重しながら活発に活動している。

【施策内容と活動指標】

①ボランティア・NPO活動の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 新しいボランティア団体やNPO等の設立に必要な助言・指導を行います。 ● 町ボランティア活動センターを中心としたボランティア活動を支援します。 ● 町ボランティア活動センター、ボランティア運営協議会等と連携を図り、ボランティアの養成を支援します。 ● 町ボランティア活動センターと連携し、学校や公民館事業など教育機会でのボランティア体験等を推進し、ボランティア意識の高揚とボランティア養成に取り組みます。 ● 個人、団体、地域等のボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの活動を支援します。 ● 青年層に対し、ボランティアの理解と協力を求めるために、青年団体等への周知を強化します。 ● ボランティアやNPOの活動を支援するため、随時相談に対応します。 							総合政策課 社会福祉協議会 福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
ボランティア団体登録数	団体	50	51	52	53	56	
ボランティア登録者数	人	1,027	1,015	1,010	1,005	980	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
ボランティア登録者割合※	%	6.6	6.8	6.9	7.0	7.5

※ ボランティア登録者割合：雫石町におけるボランティア登録者／雫石町の人口

障害福祉サービス事業所等一覧(盛岡圏域)

◀障がい者支援事業所▶

※令和5年度において、町内障がい者の利用実績がある事業所

事業所名	サービスの種類	住所	電話番号
訪問介護事業所ひまわり	居宅介護	雫石町柿木5番地4	019-691-1555
希望ヶ丘学園	生活介護 施設入所支援	雫石町板橋25番地	019-692-0198
障害者支援施設 うぐいすの郷	生活介護 施設入所支援	雫石町西安庭第26地割130番地1	019-692-5888
うぐいすの郷短期入所事業所	短期入所	雫石町西安庭第26地割130番地1	019-692-5888
こども発達支援センターのぞみ	短期入所	雫石町板橋25番地	019-692-0198
モリファームサービス	就労継続支援A型(雇用型)	雫石町長山猿子109番地3	019-681-4032
雫石町福祉作業所かし和の郷	就労継続支援B型(非雇用型)	雫石町千刈田76番地3	019-691-1230
ワークサポートなかまち	就労継続支援B型(非雇用型)	雫石町源大堂50番地6	019-601-6806
グローアップ	就労継続支援B型(非雇用型)	雫石町長山猿子103番地5	019-681-4032
グループホームかみまち	共同生活援助	雫石町上町東11番地5	019-601-6125
グループホーム かし和の家	共同生活援助	雫石町小日谷地78番地1	019-691-1230
障がい者グループホーム「ナナ・ナー・モエ」	共同生活援助	雫石町七ツ森16番地25	019-692-6550
こども発達支援センターのぞみ相談支援事業所	計画相談支援	雫石町板橋25番地	019-692-0198
うぐいすの郷相談支援事業所	計画相談支援	雫石町西安庭第26地割130番地1	019-692-5888
千年苑ヘルパーステーション	居宅介護	盛岡市上太田穴口53	019-658-1191
ニチイケアセンター盛岡南	居宅介護	盛岡市津志田14地割112番地	019-614-0031
JAライフサポート滝沢指定障害福祉サービス事業所	居宅介護	滝沢市大釜字外館114番地6	019-687-2865
訪問介護事業所 星めぐりの郷	居宅介護	盛岡市本宮一丁目6番48号	019-635-6200
ニチイケアセンター大釜	居宅介護	滝沢市篠木黒畑137番地1 ソフィア99 101	019-681-7319
コープ介護・福祉センター	居宅介護	盛岡市長橋町17番35号	019-643-9131
障がい者支援施設 緑生園	生活介護 施設入所支援 短期入所	盛岡市上飯岡2地割51番地3	019-639-6170
しいのみホーム	生活介護 短期入所	盛岡市長橋町3番42号	019-647-5444
太田の園	生活介護 短期入所 施設入所支援	盛岡市上太田穴口53番地	019-659-3366
元気丸	生活介護 短期入所 施設入所支援	盛岡市川目第6地割93番地4	019-666-2323
萩の江	生活介護 短期入所 施設入所支援	北上市和賀町藤根14地割144番地15	0197-71-7066
一関ワークキャンパス	生活介護 短期入所 施設入所支援	一関真柴字木立46-18	0191-23-7210
障がい者支援施設 みやび	生活介護 短期入所 施設入所支援	二戸市金田一上田面301番地2	0195-43-4337
障害者支援施設 やさわの園	生活介護 短期入所 施設入所支援	花巻市高松第7地割143	0198-31-2020
岩手ワークショップ	生活介護 施設入所支援	盛岡市緑ヶ丘二丁目4番60号	019-661-7389
瑞雲荘	生活介護 施設入所支援	滝沢市大釜字吉水85番地3	019-684-1621
みたけの園	生活介護 施設入所支援 短期入所 共同生活援助	滝沢市滝沢字穴口203-4	019-641-0205
障がい者支援施設 新生園	生活介護 施設入所支援 就労継続支援B型(非雇用型)	矢巾町室岡12-125	019-697-6831
てしろもりの丘あおば	生活介護 施設入所支援	盛岡市手代森6地割10番地6	019-613-9721
障がい者支援施設 第二新生園	生活介護 施設入所支援	矢巾町太田17-54	019-697-8011
障害者支援施設 虹の家	生活介護 施設入所支援	金ヶ崎町六原町の内表道下31番地2	0197-43-2787
障がい者支援施設 太陽荘	生活介護 施設入所支援	軽米町山内第12地割字太田向89番地7	0195-47-2316
ベルヴェーレの里	居宅介護 生活介護 短期入所	滝沢市大釜風林445-1	019-601-5768
ヒソプ工房	生活介護	盛岡市大館町28-53	019-646-8581
好望・恕	生活介護	盛岡市みたけ1-6-2	019-647-8941
盛岡市立地域福祉センター	生活介護	盛岡市手代森14-16-89	019-696-5640
岩手県立療育センター「かがやき」	生活介護	紫波郡矢巾町医大通2-1-3	019-601-3250
みたけの郷デイサービスセンター	生活介護(基準該当事業所)	滝沢市穴口456番地9	019-613-9070
瑞雲荘短期入所事業所	短期入所	滝沢市大釜字吉水85番地3	019-684-1621
岩手県立療育センター	短期入所	紫波郡矢巾町医大通2-1-3	019-601-3250

事業所名	サービスの種類	住所	電話番号
みちのく療育園	短期入所 療養介護	矢巾町大字煙山24-1	019-611-0600
アイエフネットワイク盛岡第二事業所	就労移行支援	盛岡市盛岡駅前通15番18号 ラヴィ4階	019-604-7132
セラピー・ジョブトレーナー	就労移行支援	盛岡市内丸1番6号	019-601-9691
就労移行支援事業所ココエール	就労移行支援	盛岡市南大通一丁目8番7号 CFC第1ビル4階	019-681-4182
就労移行支援事業所よもや	就労移行支援	盛岡市夕顔瀬町4番4号	019-601-2590
多機能型事業所きらぼし	生活介護 就労継続支援A型(雇用型)	一戸町中山字大塚265番地20	0195-26-8885
ヴィータ	就労継続支援A型(雇用型)	盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館1002号	019-681-2028
青い鳥 コーセイ工場	就労継続支援A型(雇用型)	盛岡市青山四丁目9-40	019-646-4698
ドリームファーム	就労継続支援A型(雇用型) 就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市乙部29地割43番地	019-601-6315
盛岡アビリティセンター	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市青山四丁目9-1	019-647-6996
OHANA	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市下太田48番地21	019-681-6581
共同作業所社の家	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市北天昌寺町8番16号	019-642-0681
あすなろ園	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市下飯岡8-106	019-632-1655
You-Me!いっこ	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市向中野字八日市場45-9	019-635-3828
ワーク小田工房	就労継続支援B型(非雇用型)	滝沢市大釜字仁沢瀬24-1	019-684-5558
風の又三郎	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市緑が丘三丁目20番56号	019-662-6699
ワークセンターむろおか	就労継続支援B型(非雇用型)	矢巾町室岡12-124	019-697-6856
笑光安庭事業所	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市東安庭一丁目2番27号 シンシア	019-656-8066
鉦屋町ベース	就労継続支援B型(非雇用型)	盛岡市鉦屋町16番14号	019-601-5463
Y-STANDARD	就労継続支援B型(非雇用型)	滝沢市鶴飼洞畑78番地1	019-601-8022
モルゲンロート	就労継続支援B型(非雇用型)	滝沢市大釜風林451番地1	019-601-4098
共同生活援助事業所アイランド	共同生活援助	盛岡市名須川町18番5号	019-654-4560
加賀野の里	共同生活援助	盛岡市加賀野三丁目14-10	019-624-3777
グループホーム月の丘	共同生活援助	盛岡市月が丘一丁目11番27号	019-646-2696
共同生活援助事業所きらり	共同生活援助	盛岡市仙北三丁目9番8号	019-681-3504
グループホームかまど	共同生活援助	滝沢市鶴飼字向新田7-237	019-687-4699
ケアホーム岩手山	共同生活援助	八幡平市平笠第10地割63番地2	0195-75-2520
共同生活援助事業所「みたけの園」	共同生活援助	滝沢市穴口203番地4	019-681-0512
みやま会共同生活援助事業所	共同生活援助	滝沢市後307番地24	019-688-5928
新生ホーム	共同生活援助	矢巾町室岡12-70-9	019-611-1199
グループホームやまぼうしANNEX	共同生活援助	盛岡市松園三丁目17-1	019-667-1977
アースリーホーム	共同生活援助	盛岡市松尾町18番10号	070-2029-0284
障がい者グループホームはちどり	共同生活援助	花巻市桜町一丁目720番地2	080-6029-7950
グループホームいいのす	共同生活援助	滝沢市篠木黒畑133-1	019-681-2436
あつぷる・ふぁーむA	共同生活援助	滝沢市大釜高森16番地1	019-689-2600
共同生活事業所「中山の園」	共同生活援助	一戸町中山字大塚90番地2	0195-35-2024
障がい者グループホームひとしずく	共同生活援助	花巻市下小舟渡237-4	0198-41-3170
相談支援事業所 太田の園	計画相談支援	盛岡市本町通3丁目19-1 県福祉総合相談センター2F	019-659-3366
地域生活支援センター滝沢	計画相談支援	滝沢市鶴飼細谷地29-37	019-699-3636
相談支援事業所さく丸	計画相談支援	盛岡市紺屋町7番14号	019-613-2656
相談支援事業所しいのみホーム	計画相談支援	盛岡市長橋町3番42号	019-647-5444
相談支援事業所らぼーる	計画相談支援	盛岡市仙北一丁目8番16号	019-656-6863
緑生園相談支援事業所スタンドオフ	計画相談支援	盛岡市上飯岡2地割51番地3	019-639-6170
相談支援事業所「とも」	計画相談支援	盛岡市青山四丁目8番12号	019-646-4943
指定特定相談支援事業所サポート玉手箱	計画相談支援	盛岡市青山四丁目9番40号	019-647-7001
指定特定相談支援事業所岩手ワークショップ	計画相談支援	盛岡市緑ヶ丘2-4-60	019-613-8744
指定特定相談支援事業所 千晶会	計画相談支援	盛岡市上太田53番地	080-9252-3668
さわら園地域生活支援センター「スキップ」	計画相談支援	盛岡市下飯岡第15地割77番地3	019-613-7196
もりおか障害者自立支援プラザ	計画相談支援	盛岡市三本柳13-42-1	019-632-1331
ぼいす	計画相談支援	盛岡市材木町7番44号 メゾンデポA101	019-656-7185
指定特定相談支援事業所 みらいの風	計画相談支援	盛岡市手代森9地割70番地1	019-696-2055
指定特定相談支援事業所くらしの相談室	計画相談支援	八幡平市大更25地割223番地11 ハイブリッジA-105号室	0195-68-7250
相談支援事業所みたけ	計画相談支援	滝沢市穴口203番地4	019-641-0205
相談支援事業所「らいふ」	計画相談支援	盛岡市手代森6地割10番地6	019-613-9721
相談支援事業所PLAATS	計画相談支援	盛岡市南大通一丁目10番28号 南大通桜苑ビル206	019-681-9209
相談支援事業所「地域生活支援センターしおん」	計画相談支援	花巻市石鳥谷町中寺林12-54-7	0198-45-2714
相談支援事業所「しょうふう」	計画相談支援	花巻市石鳥谷町中寺林7地割46番3	0198-45-3016
相談支援事業所萩の江	計画相談支援	北上市新穀町一丁目7番地32	0197-63-6330
仁愛会障がい者相談支援事業所	計画相談支援	一関市真柴字狐木立46-18	0191-23-7210
相談支援事業所「中山の園」	計画相談支援	一戸町中山字軽井沢139番地1	0195-35-2566
相談支援事業所 えんの下	計画相談支援	二戸市福岡字上平4番地2 下村住宅5号	0195-43-3780
つくし相談支援事業所	計画相談支援	軽米町山内第12地割字太田向89番地1	0195-43-3201
指定特定相談支援事業所 くらしの相談室	計画相談支援	八幡平市大更25地割223番地11 ハイブリッジA-105号室	0195-68-7250
一関障害者生活支援プラザ	計画相談支援	一関市城内1番36号 一関市総合福祉センター内	0191-31-3533
指定特定相談支援事業所 よもや	計画相談支援	盛岡市夕顔瀬町4番4号	019-601-2590
いわて発達障害サポートセンター	計画相談支援	盛岡市仙北一丁目8番15号	019-601-5532
障害者地域生活支援センターしんせい	計画相談支援	紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第6地割17番地2	019-697-3300
障がい者相談支援事業所「百万石」	計画相談支援	紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第6地割339番地	019-698-2301

《障がい児支援事業所》

※令和5年度において、町内障がい者の利用実績がある事業所

事業所名	サービスの種類	住 所	電話番号
こども発達支援センターのぞみ	児童発達支援 放課後等デイサービス	雫石町板橋25番地	019-692-0198
こども発達支援センターのぞみ相談支援事業所	障害児相談支援	雫石町板橋25番地	019-692-0198
エコルド盛岡茶畑教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	盛岡市茶畑二丁目24番7号	019-681-9931
多機能型通所事業所つぐみ	児童発達支援	盛岡市永井16地割73番2号	019-613-7391
こぼんはうすさくら盛岡本宮教室	児童発達支援	盛岡市本宮六丁目34番26号	019-618-7649
てらびあぼけっと 盛岡本宮教室	児童発達支援	盛岡市本宮四丁目1番5号	019-656-6006
アクティブキッズ	児童発達支援 保育所等訪問支援	盛岡市南大通一丁目4番7-1	019-681-3858
盛岡市立ひまわり学園	児童発達支援 障害児相談支援	盛岡市前九年三丁目12番38号	019-646-3977
運動療育型児童デイサービスCREDO本宮	放課後等デイサービス	盛岡市本宮三丁目51番58号	019-681-4464
盛岡相談支援事業所こぼん本宮	障害児相談支援	盛岡市本宮三丁目46-11	019-656-0921
サポートルーム風の又三郎	障害児相談支援	盛岡市緑ヶ丘三丁目20番56号	019-662-3303
めだかの相談支援事業所	障害児相談支援	盛岡市乙部30地割78-9	019-681-7414

《町委託事業所》

※令和5年度において、委託している事業所

事業所名	サービスの種類	住 所	電話番号
相談支援事業所 太田の園	相談支援	盛岡市本町通3丁目19-1 県福祉総合相談センター2F	019-659-3366
障害者地域生活支援センターしんせい	相談支援	矢巾町室岡12地割70番地9	019-632-1331
もりおか障害者自立支援プラザ	相談支援	盛岡市三本柳13-42-1	019-651-6271
ソーシャルサポートセンターもりおか	相談支援	盛岡市本町通一丁目9-14	019-641-0205
うぐいすの郷デイサービスセンター	地域活動センター	雫石町西安庭第26地割130番地1	019-692-5888
太田の園地域生活支援センター	地域活動センター	盛岡市上太田穴口53番地	019-659-2278
ドリームファーム	地域活動センター	盛岡市乙部29-37	019-601-6315
地域活動支援センターⅡ型 びあ	地域活動センター	盛岡市羽場14地割8番地4	019-639-8383
盛岡市立しらたき工房	地域活動センター	盛岡市川目第15地割1番地6	019-652-1120
ソーシャルサポートセンターもりおか	地域活動センター	盛岡市本町通一丁目9-14	019-651-6282
地域活動支援センターヒソプ工房	地域活動センター	盛岡市大館町28番53号	019-646-8581
みらい塾	地域活動センター	盛岡市みたけ五丁目17-17	019-601-1160
リハビリの里 たきざわ	地域活動センター	滝沢市鶴飼諸葛川16番地19	019-681-9191
地域活動支援センターⅡ型 風の館	地域活動センター	盛岡市川目第6地割93番地4	019-666-2323
地域活動支援センター イージークラブ	地域活動センター	盛岡市下太田榊48-21	080-7422-6711
太田の園地域生活支援センター	日中一時支援	盛岡市上太田穴口53番地	019-659-2278
こども発達支援センターのぞみ	日中一時支援	雫石町板橋25番地	019-692-0198
盛岡市立 ひまわり学園	日中一時支援	盛岡市前九年三丁目12番38号	019-646-3977
あすなろ園地域生活支援センター「ヤッホー」	日中一時支援	盛岡市下飯岡8地割106番地	019-632-1655
しいのみホーム	日中一時支援	盛岡市長橋町3番42号	019-647-5444
盛岡市立地域福祉センター	日中一時支援	盛岡市手代森14地割16番地89	019-696-5640
岩手県立 療育センター	日中一時支援	矢巾町大字藤沢第2地割29番地1	019-601-2777
いきいき牧場 カラフル	日中一時支援	盛岡市門二丁目25-10	019-601-6172
いるかデイ仙北	日中一時支援	盛岡市東仙北一丁目6番27号	019-635-3351
わ〜くす城南	日中一時支援	盛岡市神明町8番4号	019-621-1215
障害者支援施設 緑生園	日中一時支援	盛岡市上飯岡2地割51-3	019-639-6170
みたけ学園	日中一時支援	滝沢市穴口203番地4	019-641-0205
地域生活支援センター滝沢	日中一時支援	滝沢市鶴飼細谷地29番地37	019-699-3636
みちのく療育園メディカルセンター	日中一時支援	矢巾町大字煙山24-1	019-611-0600
こども発達支援センターのぞみ	移動支援	雫石町板橋25番地	019-632-1655
ヘルパーステーション・それいゆ	移動支援	盛岡市南仙北2-27-1 鈴木ビル1階2号室	019-636-0134
ツクイ盛岡	訪問入浴	盛岡市高松2-1-21	019-665-3211
アースサポート	訪問入浴	盛岡市厨川一丁目16番3号	019-645-4700